

認定基準等の一部改正について

2019年1月18日開催の理事会において、「つりチェーン用クランプ」の認定基準の一部改正について承認され、2019年5月1日より施行することといたしました。

また、2019年4月16日開催の理事会において、「枠組足場用手すり枠」の使用基準及び「幅木」の認定基準の一部改正について承認され、即日施行することといたしました。

一部改正の要旨及び留意事項については、次のとおりです。

一部改正の主な要旨等

1 つりチェーン用クランプの認定基準の一部改正

- ① 構造要件の一部を削除した。
- ② 斜め引張試験を追加した。
- ③ 使用基準の整合を図った。

2 枠組足場用手すり枠の使用基準の一部改正

はりわく上の交さ筋かいの設置方法をはりわくの使用基準に合わせた。

3 幅木の認定基準の一部改正

- ① 幅木の高さ寸法について明確にした。
- ② 妻側幅木と桁側幅木の隙間の規定を削除し、使用基準で明確にした。

つりチェーン用クランプの認定基準の一部改正について

1. 適用

現行のまま

2. 材料等

現行のまま

3. 構造等

つりチェーン用クランプは、取付部及びつり部を有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

(1) 取付部は、次によるものとする。

- a 使用中にH形鋼等から離脱しない構造であること。
- b ~~押しボルト式のもの~~にあっては、~~ねじの直径がねじ山を含め11mm以上であり、~~図-2に示す寸法が、A寸法にあっては、11mm以上とし、B寸法にあっては、18mm以上であること。

(2) 取付部とつり部とを結合する構造のものにあっては、ボルト又は溶接等により確実にを行うものとする。なお、ボルト締めについては、緩み等による脱落を生じない構造とする。

(3) 鋼板を使用するつり輪は、~~図-3に示すように、~~板厚2.2mm以上とし、~~かつ、~~つりチェーンのかかり部に丸みをつけること。

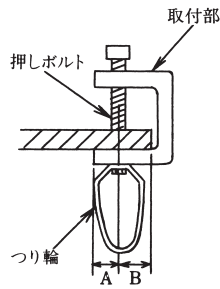


図-2 取付部のA及びB寸法

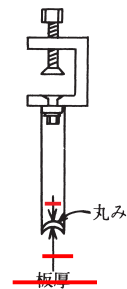


図-3 つり輪に鋼板を使用するものの断面形状例

(4) つり部の長さを調節できる構造のものにあっては、抜け止めの機能を有していること。(図-4)

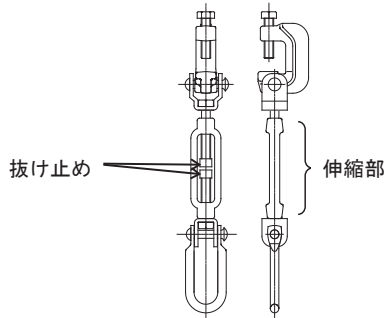


図-4 つり部の長さを調節できる構造のもの例

【解説】

(4) の抜け止めの機能とは、通常行う長さ調節作業において、容易に外れない構造のものであること。

4. 工作等

現行のまま

5. 強度等

(1) つりチェーン用クランプは、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度を有するものでなければならない。

試験方法	強度
<p>(鉛直強度試験)</p> <p>次の図に示すように、固定ジグ、鋼板ジグB及び連結ジグBを用いて、つりチェーン用クランプ2個を1組として試験機に取り付け、引張荷重を掛け、荷重の最大値を測定する。なお、取付部の締付けトルクは、4.4kN・cmとする。</p> <p style="text-align: center;">鉛直強度試験の例</p>	<p>荷重の最大値 21.1kN以上</p> <p>平均値 23.6kN以上</p>

(斜め強度試験)

次の図に示すように、傾斜固定ジグ、鋼板ジグB及び連結ジグBを用いて、つりチェーン用クランプ2個を1組として試験機に取り付け、角度45度の引張荷重を掛け、荷重の最大値を測定する。

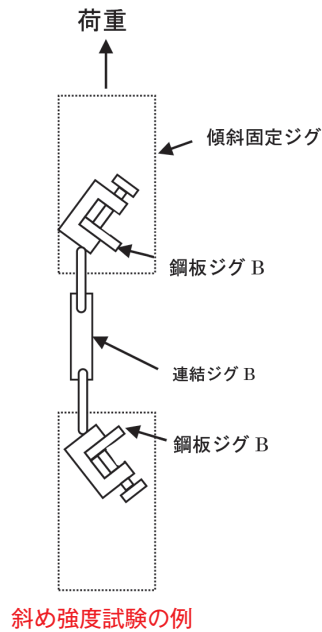
なお、取付部の締付けトルクは、4.4kN・cmとする。

荷重の最大値

21.1kN以上

平均値

23.6kN以上



(2) 前項の試験に用いる固定ジグ、鋼板ジグB、及び連結ジグB及び傾斜固定ジグは、それぞれ次の各号によるものとする。

a 固定ジグ及び鋼板ジグBは、第13章の6の(2)の規定によること。

b 連結ジグBは、材料が日本工業規格G3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400の規格に適合する鋼材であつて、かつ、図-5に示す寸法であること。

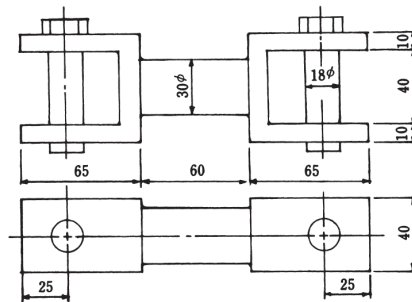


図-5 連結ジグB

c 傾斜固定ジグは、材料が日本工業規格G3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400の規格に適合する鋼材であつて、かつ、図-6に示す寸法であること。

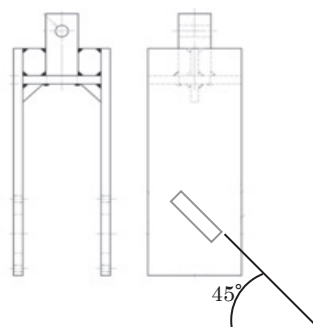


図-6 傾斜固定ジグ

【解説】

(1) の表の右欄の平均値については、第1章第1節の7の(1)と同趣旨である。

6. 表示

現行のまま

つりチェーン用クランプの使用基準

1. 適用

この基準は、(一社) 仮設工業会が認定するつりチェーン用クランプについて適用する。

2. 取付方法等

(1) 使用中に滑り又は脱落等のおそれがある取付方法を用いないこと。(図-1) ないような取付方法によるものとする。

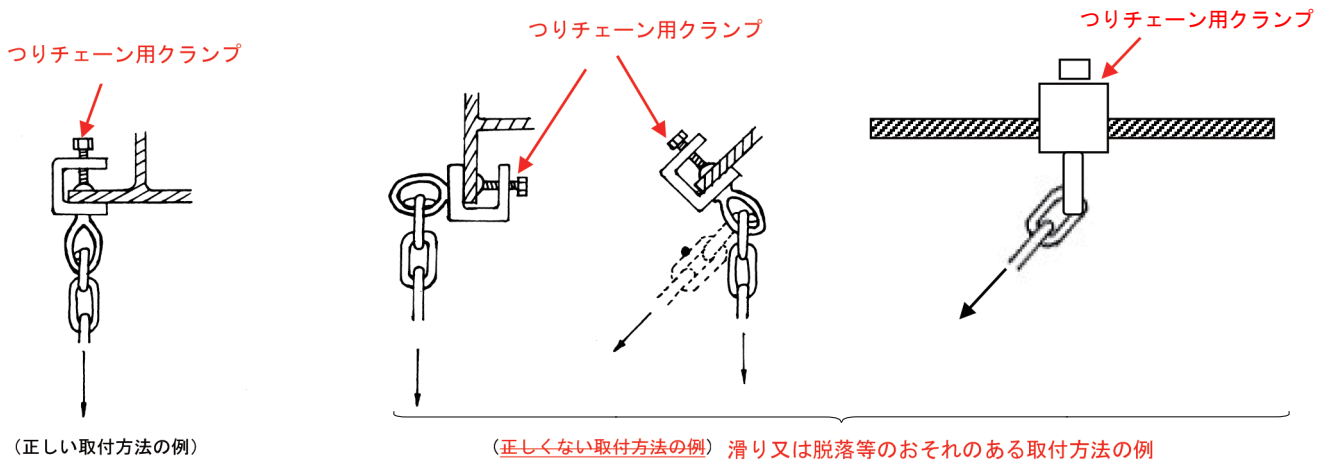


図-1 つりチェーン用クランプの取付方法

(2) つりチェーン用クランプにかけるつりチェーンの角度は、脱落等のおそれがない方向に45度以下とすること。

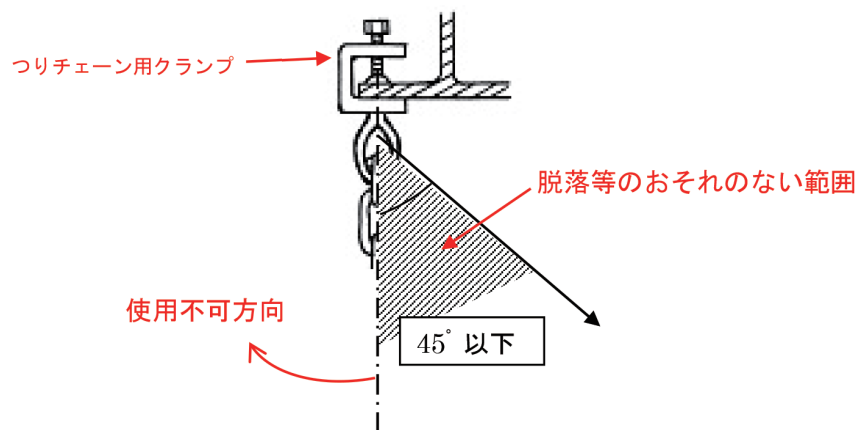


図-2 つりチェーン用クランプの使用角度

- (3) H形鋼に取り付けるにあたって、取付部の押しボルトは、 $3.4\text{kN}\cdot\text{cm}$ 以上 $4.4\text{kN}\cdot\text{cm}$ 以下の締付けトルクで締め付けるものとする。
- (4) H形鋼等に取り付けるときのつかみ厚さについては、6mm以上とする。
- (5) H形鋼等への取り付けは、取付部のかかり代を大きくとるものとする。
- (6) 長さを調節できるものにあつては、無理に抜け止めを超えて調節することの無いようにすること。

- (7) 図-3に示すように、あてものを挟む等、使用中に滑り又は脱落等のおそれがあるような性能が低下するおそれのある取付をしないものとする。ただし、試験等により安全性が確認された認定基準で示された基準値を満足する性能が得られた場合はこの限りでない。

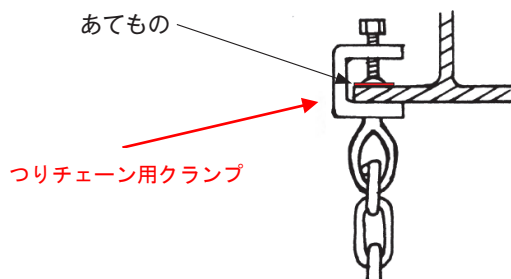


図-23 つりチェーン用クランプにあてものを挟んだ例

3. 管理

- (1) 強風等の悪天候又は強い地震のあったあと、もしくは取付部の周辺に強い振動を与えるような作業があったあとは、使用中のつりチェーン用クランプの各部について、変形、破損、緩み等の異常の有無について点検するものとする。
- (2) 使用中又は点検の際、つりチェーン用クランプの各部に著しい変形、腐食等の異常を発見したときは、直ちにこれを異常のないものと取り替えるものとする。

4. その他の注意事項

- (1) つりチェーン用クランプのつり輪につりチェーンをかけるときは、つりチェーンのリンクが変形しにくいように取り付けるものとする。

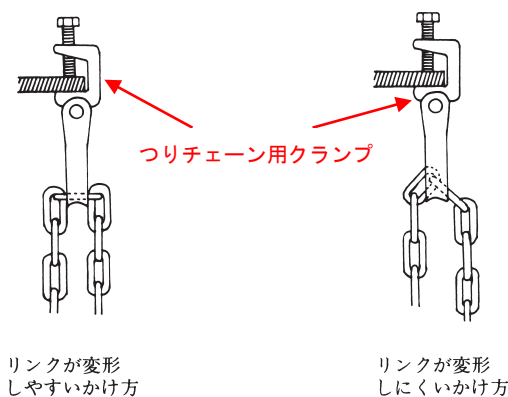


図-34 つりチェーンのかけ方

- (2) 鋼材等のつり上げ用のつりもとに使用しないものとする。
- (3) 水平親綱の取付部に用いる場合には、実際の荷重条件に近い状態で強度試験を行い、安全性を確認すること。